

道路に関するご意見
やご質問、出張所通
信の感想など、どんど
んお寄せ下さい！

国土交通省 山形河川国道事務所 尾花沢国道維持出張所

TEL 0237-23-2521 / FAX 0237-23-2523

尾花沢国道維持出張所HPアドレス <http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/obaiji/>

特殊車両の取締りを実施！

道路が傷んで
しまいます！

～違法車両の排除に向けて～

6月17日(木)国道47号長尾トンネル駐車帯において、特殊車両の取締りを行いました。
特殊車両2台に対し計測を実施した結果、違反はありませんでした。
今後とも、特殊車両の適正な運行に皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

特殊車両とは・・・？

・道路は一定の条件の車両が安全・円滑に通行できるように造られており、右図のいずれかの規格を超える車両のことを「特殊車両」といいます。

- ・特殊車両は、原則として、道路を通行できないことになっています。
- ・特殊車両が、やむを得ず道路を通行しなければならない場合には、「特殊車両通行許可」が必要となります。

「無許可」や「許可条件違反」の車両が通行すると・・・

- ・橋や舗装の寿命を縮める等、道路へ悪影響を及ぼします！
- ・上空をまたいでいる橋梁に衝突するなどの重大事故を引き起こすことにも!!

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m <small>※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。</small>
幅	積載状態で 2.5m
高さ	積載状態で 3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で 20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大 10t



【注意】
・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかに「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

当出張所では新庄警察署と連携し違反車両の指導・取締りを行い、ドライバー及び事業者への法令遵守の意識向上を促すとともに、道路構造物の保全及び交通の危険防止に取り組んでいます。



お急ぎのところ、ご協力ありがとうございました。